1　書類の送付を受けるべき者の名称及び所在地名称
　住所　高崎市倉賀野町4281番地２
　氏名　斉藤　芳明
2　仮換地指定取消通知の内容
　平成７年２月８日付、高区２発第115号にて通知した仮換地指定は、図上分筆よる仮換地指定変更のため取り消します。
　該当地　倉賀野町4281番地２
　なお、この取消通知の効力発生の日を平成26年８月７日とします。
（教示）　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
　また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に高崎市を被告として取消訴訟を提起することができます。

公　示　送　達

高崎都市計画事業倉賀野西土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を公告します。

平成 26 年 11 月 10 日

高崎市高松町35番地１
高崎都市計画事業倉賀野西土地区画整理事業
施行者　高崎市
代表者　高崎市長　富岡　賢治

1　書類の送付を受けるべき者の名称及び所在地名称
　住所　高崎市倉賀野町4281番地２
　氏名　斉藤　芳明
2　仮換地指定通知の内容
　高崎都市計画事業倉賀野西土地区画整理事業施行地区内の貴殿所有の土地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。よって同法同条第５項の規定により通知します。

従前の土地						仮換地		
町名	字	地番	地目	登記地積（㎡）	基準地積（㎡）	街区番号	符号	予定地積（㎡）
倉賀野	三本木	4281―２	宅地	387.50	387.50	２		358.12
倉賀野	三本木	4281―５	宅地	36.79	36.79	２		34.00
仮換地の指定の効力発生の日						平成26年８月７日		

（注意）　従前の宅地について権原に基づき使用し、または収益することができる者は、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」からこの仮換地を使用し、または収益することができますが、従前の宅地については、使用し、または収益することができません。
（教示）　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に群馬県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
　また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に高崎市を被告として取消訴訟を提起することができます。
　なお、当該通知の原本については、高崎市高松町35番地１高崎市役所区画整理課にて保管しております。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
埼玉県戸田市下前一丁目一四番八―四一〇号
有限会社戸田緑化工業
清算人　荒川みよ子

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
千葉県船橋市習志野台二丁目六番八号
有限会社光洋不動産
清算人　髙久　洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都中央区日本橋二丁目六番五号
合同会社ジェイ・エフ・エヌ
清算人　神永　信吾

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
有限会社赤坂インターナショナル
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、平成二十六年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都港区元赤坂一―七―一〇元赤坂ビル九Ｆ
株式会社ＩＮＴＨＲＩＶＥ
代表清算人　下岡　拓也

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都千代田区隼町一番一二号
有限会社オルケスタ・デ・シエスタ
清算人　松尾　憲生

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十日総社員の同意により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一一〇一号
合同会社ＧＫ41
清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、平成二十六年十月三十日開催の社員総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一一〇一号
一般社団法人ＳＨ41
代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、平成二十六年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都港区元赤坂一―七―一〇元赤坂ビル九Ｆ
株式会社ＩＮＴＨＲＩＶＥ
代表清算人　下岡　拓也

解散公告

当社は、平成二十六年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都千代田区隼町一番一二号
有限会社オルケスタ・デ・シエスタ
清算人　松尾　憲生

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十日総社員の同意により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十一月十日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一一〇一号
合同会社ＧＫ41
清算人　粟国　正樹